

所属長 様

財政課長 力武 輝彦

(公印省略)

令和4年度12月補正予算見積書の提出について(依頼)

12月定例市議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出してください。

記

- 1 提出期限 **令和4年9月30日(金) 17時 ※期限厳守**
- 2 提出部数 3部(ただし、総務費は2部)
- 3 留意事項
 - (1) 既決予算の補正(増額又は減額)要求を行う場合は、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
 - (2) 義務的、経常的な経費は当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化(国、県の制度や予算措置の状況)や施策としての取組に係るものとします。
 - (3) **新型コロナウイルス感染症の影響により、不用額が見込まれる事業については、原則として12月補正で要求(減額)してください。**
 - (4) 継続費又は債務負担行為の設定、変更等に係る要求案件は、別添様式(補正予算要求書添付資料の様式第6号、様式第7号)を提出してください。
 - (5) **繰越明許費の設定が必要な事業については、別添様式(繰越明許費等調書)を提出してください。**
 - (6) 起債を伴う事業は、必ず事前に財政課と協議してください。
 - (7) 庶務担当課において取りまとめの上、**部長決裁を受けて**提出してください。
 - (8) インデックスは庶務担当課において作成の上、補正予算見積書と併せて提出してください。(ただし、**インデックスの貼付は不要**です。)
 - (9) その他
 - ①補正予算見積書のシステム入力、補正予算編成支援で入力してください。

一般会計	⇒(第7号)	介護保険特別会計	⇒(第2号)
国民健康保険特別会計	⇒(第2号)	後期高齢者医療特別会計	⇒(第2号)

- ②補正予算見積書の製本順については、別紙(補正予算見積書の作成及び提出における留意点)を参考にしてください。
- ③補正予算要求見積書の関係様式(負担金補助金等調書、委託業務一覧表、繰越明許費調書等)は、別添ファイルを利用してください。
- ④財政担当ヒアリング(予定) **令和4年10月3日(月)～**